

財表理論の解法パターン

～ポイントを利用して解答できる問題を題材として～

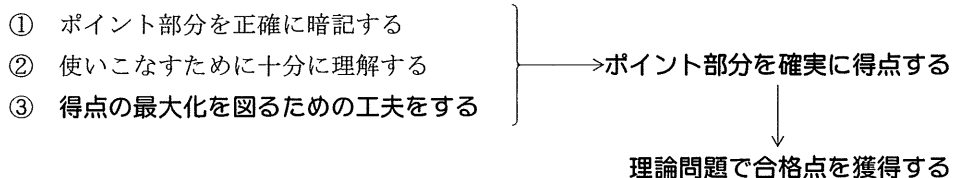
1 はじめに

近年では、新たな会計基準が頻繁に設定され、その出題内容が多岐にわたることから、満点解答を目指すことが困難な実情となっている。

このような状況のもと、理論問題（第一問及び第二問）において合格点を獲得するためには、ポイント部分から出題された問題を確実に得点に結びつけることが必要となる。

そのためには、ポイント部分の正確な暗記と、それを使いこなすための十分な理解が必要なのはもちろんのこと、減点を最小限に抑え、得点の最大化を図るための工夫が必要となる。仮に、問題から解答となるポイント部分が想定でき、そのポイント部分が正確に解答できるとしても、「解答要求に対して相応しい表現ができているかどうか」「その内容が採点者に正しく伝わるかどうか」が問題となる。

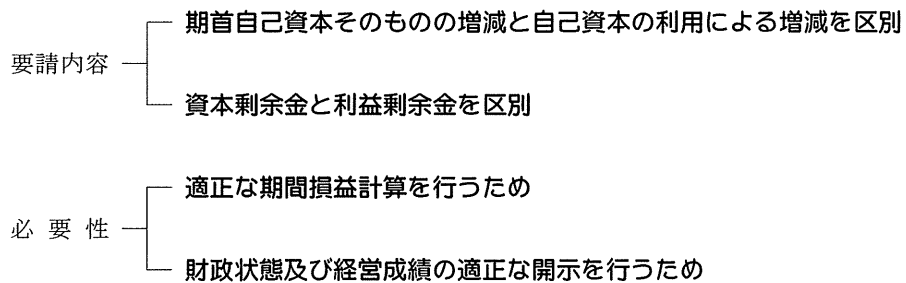
本セミナーは、ポイントを利用して解答できる応用理論を出題し、それらの解答の中から共通項を見出し、理論答案の作成方法を学習することを目的としている。



資本・利益区別の原則

- (1) 期首自己資本そのものの増減と自己資本の利用による増減とを区別することが必要とされる理由を答えなさい。
- (2) 財政状態及び経営成績の適正な開示を行うためには、剰余金はどのように区別することが必要か答えなさい。

【論点整理】



【解答】

- (1) 期首自己資本そのものの増減と自己資本の利用による増減とを区別することが必要とされるのは、適正な期間損益計算を行うためである。
- (2) 財政状態及び経営成績の適正な開示を行うためには、剰余金は資本剰余金と利益剰余金に区別することが必要である。

【解説】

問題文を引用して解答すると良い。

継続性の原則

- (1) 継続性の原則の前提を答えなさい。
- (2) 継続性の原則の要請内容を答えなさい。
- (3) 継続性の変更が認められる場合を答えなさい。

ケース①：25字以内

ケース②：100字以内

【論点整理】

要 請 内 容 の ポ イ ン ト ———— 前 提：複数の会計処理の選択適用が認められている場合
要請内容：いったん採用した会計処理を継続して適用すること

継続性の変更 ———— 正当な理由がある場合

||

変更により企業会計がより合理的なものになる場合

【解答】

- (1) 継続性の原則は、一つの会計事実について、二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められている場合に適用される。
- (2) 継続性の原則は、企業がいったん採用した会計処理の原則及び手続を每期継続して適用することを要請している。

(3)

ケース① 継続性の変更は、正当な理由がある場合に認められる。（25字）

ケース② 継続性の変更は、正当な理由がある場合に認められる。ここに、正当な理由とは、会計処理を変更することによって、企業会計がより合理的なものになる場合を意味する。（77字）

【解説】

問題（解答要求）によっては、1つのポイントを2つ以上に分割して解答しなければならないこともある。

端的な解答が要求された場合には優先順位の高いものを優先的に解答すると良い。

重要性の原則

- (1) 簡便な会計処理又は表示を行うことが容認される場合を、利害関係者の意思決定に及ぼす影響の度合いの観点から説明しなさい。(75字以内)

【論点整理】

容認内容 —— その科目又は金額の重要性が乏しい場合 —— 簡便な処理・表示

||

利害関係者の意思決定に影響を及ぼさない場合

【解答】

簡便な会計処理又は表示を行うことが容認されるのは、その科目又は金額が利害関係者の意思決定に影響を及ぼさない事項と判断される場合である。(67字)

【解説】

解答スペースが限られている場合には、抽象的内容を具体的内容に置き換えて解答すると良い。

収益の認識

損益計算諸原則三B「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」

ケース① 上記の規定における実現主義の原則を答えなさい。

ケース② 上記の規定に基づく収益の認識方法を答えなさい。

【論点整理】

収益の認識原則 —— 実現主義の原則

||

実現の事実に基づいて収益を認識する原則

||

- ① 財貨・役務の引渡・提供
- ② 貨幣性資産の受領

【解答】

ケース① 実現主義の原則とは、収益を実現の事実に基づいて計上することを要請する収益の認識原則である。

ここに、実現の事実とは、財貨・役務の引渡・提供と対価としての貨幣性資産の受領を意味する。

ケース② 収益は実現主義の原則により認識される。

ここに、実現主義の原則とは、収益を実現の事実に基づいて計上することを要請する収益の認識原則である。

なお、実現の事実とは、財貨・役務の引渡・提供と対価としての貨幣性資産の受領を意味する。

【解説】

解答の範囲が同一であっても、問題の表現が異なれば、解答の表現も異なるはずである。

解答要求に対して相応しい解答（表現）をするように心掛けよう。

費用の認識

損益計算書原則一「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするために、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示…しなければならない。」

損益計算書原則一A「すべての費用及び収益は、…その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。」

ケース① 上記の規定に基づく費用の認識原則を答えなさい。

ケース② 上記の規定に基づいて費用の認識方法を答えなさい。

【論点整理】

費用を発生的事実に基づいて認識する原則

∥

費用の認識原則 —— 発生主義の原則 + 費用収益対応の原則

∥

発生費用の中から期間実現収益に対応するものを限定し
期間対応費用を決定する原則

【解答】

ケース① 当該規定に基づく費用の認識原則は、発生主義の原則及び費用収益対応の原則である。

ここに、発生主義の原則とは、費用を発生的事実に基づいて計上することを要請する費用の認識原則である。

また、費用収益対応の原則とは、発生した費用のうち、期間実現収益に対応するものを限定し、期間対応費用を決定することを要請する原則である。

ケース② 当該規定によれば、費用は発生主義の原則により認識され、その後、実現収益に対応する部分が費用収益対応の原則により抜き出される。

ここに、発生主義の原則とは、費用を発生的事実に基づいて計上することを要請する費用の認識原則である。

また、費用収益対応の原則とは、発生した費用のうち、期間実現収益に対応するものを限定し、期間対応費用を決定することを要請する原則である。

【解説】

解答要求に対して相応しい解答（表現）をするように心掛けよう。

棚卸資産

- (1) 棚卸資産の数量計算の方法のうち、管理目的の観点から優れると考えられる方法を答えなさい。
- (2) 先入先出法及び後入先出法のうち、価格上昇時に保有利得の計上を抑制できる方法を答えなさい。

【論点整理】

払出記録をおこなって、払出数量を直接的に計算

||

数量計算の方法 ―― 継続記録法 及び 棚卸計算法

||

期末に実地棚卸を行って、払出数量を間接的に計算

最も古く取得されたものから払出しが行われると仮定して計算

||

金額計算の方法 ―― 先入先出法 及び 後入先出法 等

||

最も新しく取得されたものから払出しが行われると仮定して計算

【解答】

- (1) 管理目的の観点から優れると考えられる方法は継続記録法である。
なぜなら、継続記録法は、棚卸資産の受入れ及び払出しのつど商品有高帳などの帳簿に記録を行って、払出数量を直接的に計算する方法であるためである。
- (2) 価格上昇時に保有利得の計上を抑制できる方法は後入先出法である。
なぜなら、後入先出法は、最も新しく取得されたものから払出しが行われ、期末棚卸資産は、最も古く取得されたものからなるとみなして期末棚卸資産の価額を算定する方法であるためである。

【解説】

先に結論を解答すると良い。

結論を指摘した上で、解答スペースに応じて、その根拠（理由）を解答すると良い。

有形固定資産！

(1) 次に掲げる場合の固定資産の取得原価を答えなさい。

- ① 取得の対価が貨幣の場合
- ② 取得の対価が貨幣以外の場合
- ③ 取得の対価が存在しない場合

【論点整理】

対価が貨幣の場合	購入	購入代金＋付随費用
	自家建設	製造原価
対価が貨幣以外の場合	現物出資	株式の発行価額
	同種資産の交換	自己資産の適正な簿価
	異種資産の交換	有価証券の時価又は適正な簿価
対価が存在しない場合	贈与	時価等を基準として公正に評価した額

【解答】

(1)

- ① 取得の対価が貨幣の場合とは、購入及び自家建設の場合である。

固定資産を購入によって取得した場合には、購入代金に購入手数料、運送費、荷役費、据付費、試運転費等の付随費用を加えた額をもって取得原価とする。

また、固定資産を自家建設した場合には、適正な原価計算基準に従って計算した製造原価をもって取得原価とする。

- ② 取得の対価が貨幣以外の場合とは、現物出資及び交換の場合である。

固定資産を現物出資により受け入れた場合には、出資者に対して交付された株式の発行価額をもって取得原価とする。

また、自己所有の固定資産と交換に固定資産を取得した場合には、交換に供された自己資産の適正な簿価をもって取得原価とする。

さらに、自己所有の株式ないし社債等と固定資産を交換した場合には、有価証券の時価又は適正な簿価をもって取得原価とする。

- ③ 取得の対価が存在しない場合とは贈与の場合である。

固定資産を贈与された場合には、時価等を基準として公正に評価された額をもって取得原価とする。

【解説】

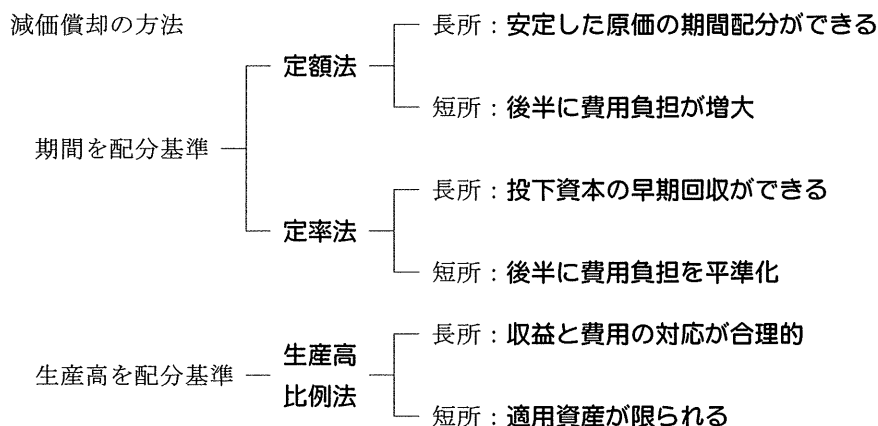
先に結論を解答すると良い。

結論を指摘した上で、解答スペースに応じて、その内容（解答要求）を解答すると良い。

有形固定資産Ⅱ

- (1) 減価償却の方法のうち、生産高を配分基準とする方法の特徴を答えなさい。
- (2) 定額法及び定率法のうち、投下資本を早期に回収できる方法を答えなさい。

【論点整理】



【解答】

- (1) 生産高を配分基準とする方法とは生産高比例法である。

生産高比例法は、生産高（収益）とそのコスト（費用）との対応が合理的に行われるという点で優れているが、生産高比例法は、減価が主として固定資産の利用に比例して発生することを前提とし、当該固定資産の総利用可能量が物理的に確定できることがこの方法適用のための条件であることから、適用資産が鉱業用設備、航空機、自動車等に限られているという点で問題がある。

- (2) 投下資本を早期に回収できる方法は定率法である。

なぜなら、定率法は耐用年数の初期に多額の減価償却費を計上することになるためである。

【解説】

先に結論を解答すると良い。

結論を指摘した上で、解答スペースに応じて、その内容又はその根拠（理由）を解答すると良い。

2 終わりに

理論問題の問題と答案は、受験生と採点者とのコミュニケーションの手段となる。問題が出題者（採点者）から受験生へのメッセージであり、その答案が受験生から採点者へのメッセージとなる。いずれも文章による限られたコミュニケーションであるため、コミュニケーション・ギャップが生ずる恐れがある。

コミュニケーション・ギャップをまったく排除することは困難であるが、税理士試験は相対評価の試験であるため、他の受験生よりも、出題者からのメッセージを正しく把握し、出題者に対してメッセージを正しく伝えることが必要となる。そのためには、問題は一部から読み取るのではなく、問題全体から読み取るようにし、少しでも出題の意図を把握できることが必要である。また、答案はポイントを単純に羅列するのではなく、解答要求に対して相応しい表現を行うことが必要となる。

もちろん、そのためには、より多くのポイントを正確に暗記し、それを使いこなすための十分な理解が必要であることはもちろんであるが、それらについては、今後の学習の中でより一層の精度を高めて頂きたい。

本セミナーは、応用問題の解答を確認することで、理論答案の作成方法を学習することを目的として実施してきたが、ここで学習した内容が、今後の理論問題の解答に役立ち、理論問題における得点力を高めることに繋がれば幸いである。

<メ モ>